

愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号）第4条第1項第11号に規定するなまこ素潜り漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
なまこ素潜り漁業	伊勢湾及び三河湾のうち許可証に記載された操業区域	12月1日から3月31日までの範囲内において許可証に記載された操業期間	許可証に記載された推進機関の馬力数	許可証に記載された総トン数